

北見地域定住自立圏共生ビジョン（案）に対するパブリックコメント（意見募集）要領

1 意見募集の趣旨

「北見地域定住自立圏共生ビジョン」は北見地域(北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町)の各市町が定住自立圏形成協定に基づき、北見地域の目指す将来像や推進する具体的な取組などを内容とするもので、北見地域定住自立圏の中心市である北見市が策定するものです。

共生ビジョン（案）の策定には、協定に関連する各政策分野や1市4町の住民で構成する「北見地域定住自立圏共生ビジョン懇談会」を設置し、ご意見をいただきながら案を検討してまいりました。

このたび共生ビジョン（案）がまとまりましたので、案を公表し広く地域の市民、町民の皆様からご意見を募集いたします。

2 意見募集のテーマ 北見地域定住自立圏共生ビジョン（案）

3 意見募集期間 令和2年1月14日（火）から令和2年2月12日（水）の30日間

4 意見を提出できる方

- ・北見市内に住所を有する方
- ・北見市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・北見市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・北見市内に所在する学校に通学する者
- ・パブリックコメント手続きに係る事業に利害関係を有する者

（美幌町・津別町・訓子府町・置戸町にお住まいの方はこちらに該当します。）

5 意見の提出方法

意見を提出する場合は、別紙の意見書に、住所、氏名、電話番号等を記入の上、また、法人の場合は法人名及び代表社名を記入し、意見公募期間中に下記のいずれかの方法により募集期間中に提出してください。

(1) 持参する場合

下記6の1～19の職員へ手渡し

(2) 郵送する場合（締切日当日必着）

〒090-8501 北見市北2条東1丁目11番地

北見市役所北2条仮庁舎 北見市企画財政部主幹（定住自立圏） 担当 松岡・近藤

(3) ファクシミリの場合

FAX 番号 0157-24-1101 あて先 北見市企画財政部主幹（定住自立圏）

(4) 電子メールの場合

電子メールアドレス kikaku@city.kitami.lg.jp

あて先 北見市企画財政部主幹（定住自立圏）

件名は「北見地域定住自立圏共生ビジョン（案）意見募集」としてください。

6 資料の閲覧、配布場所及び意見記入用紙の入手方法

●北見市ホームページからも閲覧・入手できます。

(<http://www.city.kitami.lg.jp/docs/2019081900039>)

	閲覧場所・意見記入用紙配置場所	開庁時間	休日・休館
1	北2条仮庁舎3階(企画政策課)	月曜日～金曜日 8:45～17:30	・土曜日 ・日曜日 ・祝日
2	まちきた大通りビル庁舎4階(案内)		
3	端野総合支所(総務課)		
4	常呂総合支所(総務課)		
5	留辺蘂総合支所(総務課)		
6	温根湯温泉支所		
7	相内支所		
8	上常呂出張所		
9	東相内出張所		
10	仁頃出張所		
11	北見市民サービスセンター	水曜日を除く平日 10:00～19:00 土曜日・日曜日 10:00～18:30	毎週水曜日
12	北見市立中央図書館	火曜日～金曜日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～18:00	・月曜日 ・月末整理日 (1月31日)
13	端野図書館	火曜日～日曜日 10:00～17:00	・月曜日(祝日と 同じときは開館) ・祝日
14	常呂図書館	火曜日～土曜日 9:00～20:00 日曜日 9:00～17:00	・月曜日 (祝日を除く)
15	留辺蘂図書館	火曜日～日曜日 10:00～18:00	・月曜日(祝日と 同じときは翌日 も休館) ・祝日
16	美幌町役場 総務部まちづくりグループ	月曜日～金曜日 8:45～17:30	・土曜日 ・日曜日 ・祝日
17	津別町役場 住民企画課	月曜日～金曜日 8:30～17:15	・土曜日 ・日曜日 ・祝日
18	訓子府町役場 企画財政課	月曜日～金曜日 8:45～17:30	・土曜日 ・日曜日 ・祝日

19	置戸町役場 まちづくり推進室	月曜日～金曜日 8:30～17:15	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日 ・日曜日 ・祝日
----	----------------	-----------------------	---

7 意見の取り扱い

- (1) 提出いただいたご意見は、北見地域定住自立圏共生ビジョン策定の参考にさせていただきます。
- (2) 個人情報は「北見市個人情報の保護に関する条例」に準拠し、適正に取り扱います。
- (3) 提出いただいた意見書は返却しません。また、ご意見に対する個別の回答はしません。ただし、提出いただいたご意見は、個人情報を除き北見市、美幌町、津別町、訓子府町及び置戸町のホームページ等で公表します。なお、その際は、ご意見の趣旨を変えない範囲で簡略し、同じ趣旨のご意見があった場合は、適宜まとめて公表します。
- (4) ご意見に対する北見市の考え方は、上記(3)のご意見とあわせて公表します。

8 その他の留意事項

- (1) 提出されるご意見の言語は、日本語に限定します。
- (2) 電話や口頭での受付や匿名での受付はしません。
- (3) 北見地域定住自立圏共生ビジョン(案)以外のご意見は受付しません。
- (4) 磁気ディスク(CD-RやUSBメモリー)での提出はご遠慮ください。

9 問い合わせ先(担当)

〒090-8501

北見市北2条東1丁目11番地 北見市役所北2条仮庁舎3階

北見市企画財政部主幹(定住自立圏) 松岡・計画係 近藤

電話番号 0157-25-1103 FAX番号 0157-24-1101

電子メールアドレス kikaku@city.kitami.lg.jp